不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2016 年 6 月 8 日公表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日公表した 2016年版不公正貿易報告書は、WTO協定を始めとする国際ルールに照らして疑義がある 主要国の貿易政策・措置につき、広範な指摘を行っている。

同報告書も言及しているように、WTOの紛争解決手続(DS)は、措置の是正を勧告するに留まらず、勧告の履行の監視手続や履行されない場合の対抗措置等も備えていることから、DSによる勧告の履行率は高く、WTOルールの実効性の維持に貢献している。1995年のWTO発足以来、DSが活用された案件は507件に上る。

我が国は、ルール不整合な他国の措置による自国の不利益を解消すること、また、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で先例の蓄積によってルールを発展させることを目指して、DS を積極的に活用してきた。我が国が当事国として協議を要請した案件は21件あり、近年では対新興国の案件が多い。係争中の3件を除く18件のうち、17件は我が国の主張に沿った解決がなされている。

経済産業省としては、引き続きDS等を活用しながら積極的に個別案件の解決を図る 方針であり、2016年版不公正貿易報告書で指摘された案件については、特に以下の案 件に優先的に取り組むこととしたい。各案件の詳細は、参考部分に掲載する。

(1) WTO 紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

- インド:セーフガード措置(熱延鋼板)の是正【新規掲載】
- 中国:アンチ・ダンピング (AD) 措置の不適切な制度・運用の是正
- 中国:銀行業 IT 機器セキュリティ規制の是正
- インドネシア:新産業法・新通商法及び関連規制の WTO 整合的な実施の確保
- インドネシア:鉱物資源輸出制限措置の是正
- 米国:サンセット・レビュー(AD 措置の継続に係る期末審査)手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃

(2) WTO 紛争解決手続を開始したもの

- 韓国:空気圧バルブに対する AD 課税措置の是正【新規掲載】
- ブラジル:自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置の是正

(3) WTO 勧告の早期履行を求めていくもの

- 中国:日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対する AD 課税措置の是正
- アルゼンチン:幅広い品目に対する輸入制限措置の是正
- 米国:ゼロイング (AD 税の不適切な計算方式) の確実な廃止 (ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用の是正を含む)
- 米国:バード修正条項に基づく通関済物品からの AD 課税及び相殺関税収入の 米企業向け分配の停止

(参考) 2016 年「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易 政策・措置の詳細

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易・措置の詳細は以下のとおり。

(1)WTO 紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

● インド:セーフガード措置(熱延鋼板)の是正

インド政府は、2015年9月7日、熱延鋼板に対するセーフガード調査を開始し、わずか2日後の同年9月9日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015年9月14日から暫定措置による課税を開始した。2016年3月29日、インド政府は暫定措置の開始から起算して2年6か月間のセーフガード措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のセーフガードの発動要件として、GATT19条1項(a)に規定する「この協定(注:GATT)に基づいて負う義務の効果」としての輸入増加について明示する必要があるが、インドの当局は調査報告書においてこれを明示していない。また、GATT19条1項(a)によれば、輸入の増加がGATTに基づいて負う義務の効果として生じていることが必要であり、日本・インド包括的経済連携協定(日印CEPA)による関税譲許の効果として生じている輸入増加をWTO協定上のセーフガードの発動要件として考慮してはならないが、調査報告書によればインド当局は日印CEPAによる日本からの輸入増加を考慮していると考えられる。

さらに、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実をGATT19条1項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は需給関係の変化であって輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しない。

上記から、インド当局はGATT19条1項(a)に規定する発動要件を適切に認定していないと考える。

また、本件措置に係る手続きにおいても、WTO通報に係る通報内容に不備がある等協定整合性に疑義がある。

我が国は、2015年9月の調査開始以降、インドの本件措置に関する動向を注視してきており、意見書の提出、二国間協議の実施及び公聴会への参加を実施している。調査期間中に提出した意見書においては、本セーフガード措置がWTO協定に違反する可能性を示唆し、本調査において適切な認定が行われるよう要請した。引き続き、WTO協定整合性を確保するよう求めていく。

● 中国:アンチ・ダンピング措置の不適切な制度・運用の是正

中国政府は、1995年以降、2016年1月末までに88件のアンチ・ダンピング(AD)調査を開始しているが、その調査対象産品のほとんどが素材型産業、特に化学品、鉄鋼製品で占められており、特定業種の産品に対するADの活用が浮き彫りになっている。

WTO加盟前も含めた中国によるAD調査のうち、我が国産品が対象に含まれる案件は

2016年1月末までに42件であり、うち31件についてクロの最終決定が出されてAD措置が発動され、そのうち18件については現在もAD課税が継続している。

中国の措置については、調査手続の透明性が低い、損害・因果関係の認定が恣意的であるなど、AD協定に整合的でない点が見られる。我が国は、これまで中国調査当局に対する政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO・AD委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきた。

これまで我が国が指摘した問題点のうち、例えば、AD調査開始の際に被調査企業に調査開始通知が行われるようになったことや、個別ケースにおいて調査上の問題点を改善するなど、一定の成果も見られている。しかしながら、中国のAD調査には、サンプリング調査を安易に使用する等、未だAD協定及び各国の調査当局における一般的なプラクティスに照らして問題点も多く、引き続き改善を求めていく必要がある。

また、中国のAD調査手続については、米国及びEUも懸念を有している。我が国、米国及びEUは、自国製品に対する中国のAD措置をそれぞれWTO紛争解決手続に付託し、かつ、他国の案件では第三国として互いの主張を支持する意見書を提出するなどして、協力して取組を進めている。

例えば、我が国及びEUは、高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD課税措置に関し、共同申立国としてWTO紛争解決手続(DS454、DS460)に付託した。その結果、2015年10月に公表された上級委員会報告書において、中国のAD調査における損害及び因果関係の認定の瑕疵について、我が国及びEUの主張が全面的に認められた(後述(3)1点目)。また、我が国は、米国製方向性電磁鋼板に対するAD措置に関するWTO紛争解決手続(DS414)に第三国として参加し、中国のAD調査における損害認定の瑕疵に加えて、重要事実開示等の調査手続の透明性が不十分であることなど、米国を支持する主張を行った。その結果、2012年10月に公表された上級委報告書及び2015年7月に公表された履行パネル報告書において、我が国の主張に整合する判断を得ることができた。

【参考】中国のAD措置に関するWTO紛争解決手続案件

申立国	対象製品	DS番号	審理状況
日本	高性能ステンレス 継目無鋼管	DS454	2013年5月にパネルが設置され、2015年2月に公表されたパネル報告書は、損害及び因果関係の認定の一部や
			手続について中国の違反を認定。2015年10月に公表された上級委員会報告書は、損害及び因果関係の認定の
			瑕疵について、我が国の主張を全面的に認めた。
米国	方向性電磁鋼板	DS414	2012年11月、米国の請求を認めるパネル・上級委員会報告書が紛争解決機関(DSB)で採択されたものの、2013年7月に中国が決定を行い、AD課税措置を維持。これを受けて履行確認パネルの審理が行われていたが、2015年7月に公表されたパネル報告書は、米国の主張を概ね認め、中国の履行はWTO協定に整合しないと判断。なお、同公表に先立つ2015年4月に課税措置終了。
	鶏肉	DS427	2013年9月、米国の請求を認めるパネル報告書がDSBで 採択された。中国から履行完了の通知がなされたもの の、米国から履行が不十分であるとの反論があった。

申立国	対象製品	DS番号	審理状況
	自動車	DS440	2012年10月にパネルが設置され、2014年6月に米国の請
			求を認めるパネル報告書がDSBで採択された。中国は、
			パネル審理中の2013年12月にAD課税措置を撤廃。
EU	X線セキュリティ	DS425	2013年4月、EUの請求を認めるパネル報告書がDSBで採
	機器		択され、2014年2月に中国がAD課税措置を撤廃。
	高性能ステンレス 継目無鋼管	DS460	2013年8月にパネルが設置され、2015年2月にパネル報
			告書が公表。上記日本案件と共通する論点のほか、ダ
			ンピング及びダンピング・マージンの認定についても
			中国の違反を認定。2015年10月に公表された上級委員
			会報告書は、ダンピング及びダンピング・マージンの
			認定に関するパネル判断を支持するとともに、損害・
			因果関係の認定の瑕疵について、日EUの主張を全面的
			に認めた。

● 中国:銀行業 IT 機器セキュリティ規制の是正

中国政府は、2014年9月3日、「情報セキュリティコントロール技術の応用による銀行業のネットワークセキュリティと情報化に関する指導的意見」(以下「指導的意見」という)を公表、同年12月26日、指導的意見を受けたガイドラインをごく限られた一部の利害関係者に対してのみ公開した。また、2015年2月12日、当該ガイドラインの補足説明を公表した。これら指導的意見やガイドライン等を通じて、最終的に、①中国銀行業における安全かつ制御可能な情報技術の採用比率を2019年までに75%に引き上げ、②中国銀行業に対するネットワークセキュリティ監査基準を構築し、銀行業専用の情報技術と製品のセキュリティ検査を強化することが目標とされている。

未公表のガイドラインを含むこれらの規制が今後どのように実施、運用されていくかを注視する必要があるが、仮に中国国内の知的所有権(中国民間人等が所有)に基づく基幹技術を用いた製品を使用することや、中国独自基準による評価・認証が義務付けられている場合には、WTO協定に整合しない可能性がある。

このため、中国の本規制策定の動きを受けて、我が国は、2015年3月13日、中国政府へ我が国の懸念を申し入れ、同年3月以降のTBT委員会において、米国、EU及びカナダと共同で本件に対する懸念を表明している。これらの我が国を含む関係国や関係業界による働きかけもあり、2015年4月、中国は当該セキュリティ規制を延期することとなった。現在、ガイドラインの内容の見直し作業が行われている。

我が国は、引き続き、関係国・関係事業者と協力し、二国間協議や TBT 委員会を含む各種委員会や多国間会合の場等を活用しつつ、制度の是正を促していく。

● インドネシア:新産業法・新通商法及び関連規制(ローカルコンテント要求を定めるフランチャイズ規制・小売業規制を含む)の WTO 整合的な実施の確保

インドネシア政府は、2013 年末から 2014 年初めにかけて、新産業法及び新通商法を 続けて制定した。

このうち新産業法(2013年12月国会承認可決)は、効率的な資源利用、産業構造強

化等を目的とし、国家産業政策、産業資源の開発、産業振興策等について規定する法律である。具体的な規律としては、天然資源の輸出禁止・制約及び国内供給確保措置、国内産品の使用義務付け、国内産業に対する資金援助の実施等がある。

次に、新通商法(2014年2月国会承認可決)は、各種通商関連規制を包括的に規律する法律であり、政府の貿易関連権限が強化されている。産業法と同様の国内産品使用義務付け、国家規格の義務付け、労働者の適格性基準等に関する規定がある。その他にも、ラベリング規制、輸出入一般に対するライセンス制度、(天然資源に限定されない)輸出入の禁止・制限、一定の物品の量や価格の統制、国際貿易協定の見直し等が規定されている。

新産業法・新通商法ともに、WTO協定との整合性について疑義のある条文が見受けられる。両法律はほぼ全ての条文において詳細は細則に委ねられており、細則によって具体的に実施される措置の内容次第で、我が国に対する影響度もWTO整合性の有無も異なるため、今後の細則の制定状況に注意していく必要がある。なお、各法は施行後2年以内に細則を制定する旨を定めており、インドネシア政府によれば、2015年3月時点で6本の政令の制定作業中であるとのことであり、また、新産業法に基づき天然資源の輸出禁止等に関する新しい政府規則2015年41号が2015年6月に公布された。

国内産品の使用義務付け(ローカルコンテント要求)を含む新たな具体的規制としては、①フランチャイザー及びフランチャイジーに対して、原材料、事業設備の利用及び商品の販売において80%以上の国産の物品・役務を用いる義務を定めるフランチャイズ規制(2012年商業大臣令53号(2012年8月公布))及び②ショッピングセンター及びモダンストアに対して、取扱物品の数量・種類の80%以上を国産品とすべき義務を定める小売業規制(2013年商業大臣令70号(2013年12月公布、2014年6月施行))が挙げられる。

我が国は、二国間での働きかけに加えて、2014年4月以降のWTO物品理事会やTRIMs委員会において、米国やEUと連携して、新産業法・新通商法、フランチャイズ規制・小売業規制等について、累次にわたり懸念を表明している。今後とも、4G端末等に対するローカルコンテント要求やラベリング規制等、拡散しつつあるインドネシアの貿易制限的な法規制に留意しつつ、WTO整合的な制度・実施の確保を求めていく。

● インドネシア:鉱物資源(ニッケル等)輸出規制の是正

インドネシア政府は、改正鉱業法(2008年12月16日国会承認可決、2009年1月12日に大統領の署名を経て公布・施行)及び同法の運用に関する各種政令及び大臣令により、2014年1月より銅やニッケル等の鉱物資源に国内での高付加価値化義務を課し、未精練鉱石の輸出を禁止した。銅精鉱については、輸出禁止は3年以内に実施とされ、当面の措置として輸出税及び輸出許可制が導入された(なお、2014年7月には製錬所建設等を条件とした輸出税の減免を定めた大臣令が制定されている)。インドネシアは、その他にも一定の鉱物資源について国内供給優先義務を課している。

これらの政策は、事実上の輸出規制として、GATT 第 11 条 (数量制限の一般的禁止) に抵触する可能性がある。

我が国は、特に高付加価値化義務及び未精練鉱石の輸出禁止について、2011年以降、インドネシア政府に対して、ハイレベルの働きかけやWTO物品理事会、貿易に関する投資措置(TRIMs)委員会等のWTOの各委員会等の場において、米国やEUと連携して

継続的に措置の是正を求めている。また、我が国とインドネシアの二国間でも、インドネシアの新政権発足(2014年10月)以降も含めて、累次にわたるハイレベルの働きかけを継続的に実施している。しかしながら、インドネシア側からなんら前向きな回答は得られていない。

我が国は、これらの措置について早急な是正がなされるよう、二国間協議や WTO の枠組みを活用し、インドネシアに強く是正・改善を求めていく。インドネシア新鉱業法に見られる資源ナショナリズム的動向は、中長期的には他国に波及することも懸念される(2014年7月、フィリピンでは上下院に未加工鉱石の輸出を禁止する法案が提出された)。

● 米国:サンセット・レビュー(AD 措置の継続に係る期末審査)手続の運用改善及 び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃

AD 協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、 AD 課税は原則 5 年間で失効(サンセット)するが、米国の運用実態は国内企業からの レビュー申請がある限り原則継続の判断となっている。

米国政府は、現在、日本製品に対して 15 件の AD 措置を課しているが、最長の措置は35年以上継続しており、5つの措置については20年以上継続している。これにより、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザーに負担を強いる結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国のユーザーから支持を得ているが、AD 措置のために他国製品を購入せざるを得ないとの指摘もある。

このため、我が国は、日米経済調和対話や累次のWTO・AD委員会等の場において措置の早期撤廃を要請しているところである。引き続き、国内産業の要請さえあればAD措置を安易に延長するという米国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

(2) WTO 紛争解決手続を開始したもの

● 韓国:日本産空気圧伝送用バルブに対する AD 課税措置の是正

韓国政府は、2014年2月、韓国国内企業からの申請を受けて、日本からの空気圧伝送用バルブに対するAD調査を開始した。2014年4月及び10月のWTO・AD委員会において、我が国は、調査対象製品に競合しない製品が含まれているため、損害及び因果関係等の要件について、韓国調査当局は慎重な検討をするべきであると主張するとともに、調査対象企業の意見を十分に考慮して適切な決定がなされることを強く要望した。また、2014年10月に本件AD措置に関して韓国調査当局が主催した公聴会においても、日本国政府から同趣旨の発言を行った。それにもかかわらず、韓国政府は、2015年1月に、損害及び因果関係等を認定し、2015年8月には課税を開始した。その後も、我が国は韓国政府に対し、AD協定不整合な本件AD措置の撤廃を求め、二国間の対話による解決を図ってきたが、解決に至らなかったため、2016年3月、本件AD措置について、WTO協定に基づく二国間協議要請を行った。

本件 AD 課税措置は、韓国側が、輸入品が国内品の価格に対して影響を与えているこ

と(AD 協定 3.1 条、3.2 条)に関する説得的な説明を行っておらず、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係(AD 協定 3.1 条、3.2 条、3.4 条及び 3.5 条)の認定上の瑕疵があり、また、重要事実開示(AD 協定 6.9 条)等の調査手続上の瑕疵があると考えられ、AD 協定に違反する可能性がある。

我が国は、二国間協議要請やパネル等の WTO の紛争解決手続の枠組みの中で、韓国に対し措置の是正を求めていく。

● ブラジル:自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置の是正

ブラジル政府は、2011 年 9 月、国産自動車及び輸入車に対して工業品税(IPI)を30%引き上げた。ただし、製造者が①メルコスール域内の現地調達比率が65%以上であること、②ブラジル国内で組立て、プレスなど11ある自動車生産工程のうち6工程以上を実施していること等の要件を満たして「認定企業」となることにより、追加のIPIが免除されるとされていた。

本制度は2012年12月までの暫定措置とされていたところ、2012年10月には、ブラジル政府は、これに代わる新たな自動車政策(イノバール・アウト)を発表した。新制度は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対するIPIの30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、所定の燃費基準の達成や現地での生産工程の実施等を条件として、国内での自動車部品の調達費用等に応じて「IPIクレジット」を与え、これによるIPIの減免(相殺)を可能とするものである。また、自動車分野に加えて、ブラジル政府は、情報通信機器など幅広い分野に対して、ローカルコンテント要求を関連付けた優遇税制措置を導入し、ブラジル国内における一定の製造工程の実施、国産部品の使用、国内での研究開発投資等を条件に、IPIを含む各種税金・負担金の大幅な減免を認めている。さらに、2014年8月、ブラジル政府は、自動車部品メーカーに対し自動車部品の原産地に関する報告を義務付けるとともに、一次部品のみならず二次・三次部品のローカルコンテント率が基準に満たない場合には前述のIPIクレジットを減額する措置を採択するなど、自動車部品に対するローカルコンテント・ルールの厳格運用を進めている。

これらの政策は、輸入部品を国産部品と比べて不利に扱っており、GATT 第3条(内国民待遇義務)等に抵触する可能性がある。

我が国は、2012年5月及び11月、経済産業大臣よりブラジル開発商工大臣に対し、WTO協定への抵触の可能性を指摘した。2014年9月に開催された日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会においても、我が国より懸念を表明するとともに情報提供等を要請した。また、WTO物品理事会及びTRIMs委員会において、累次にわたり、米国、EU等とともに懸念を表明してきた。

しかし、その後も措置の改善が見られないことから、我が国は、2015年7月2日、自動車や情報通信分野の税制優遇措置等について WTO 協定に基づく協議を要請し、9月17日にパネル設置を要請、同月28日にパネルが設置された。本件については、我が国に先行して、2013年12月、EUがブラジルに対してWTO協定に基づく協議を要請、2014年12月にパネルが設置されており、我が国は、EUと同一のパネル手続の中で、ブラジルに対し措置の是正を求めていく。

(3) WTO 勧告の早期履行を求めていくもの

● 中国:日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対する AD 課税措置の是正

中国商務部は、2011年9月8日、日本産高性能ステンレス継目無鋼管(石炭火力発電所のボイラ等に使用される高付加価値特殊鋼)についてAD調査を開始した。我が国は、2012年5月12日に経済産業大臣が中国商務部長に対して日本製品の対象除外を要請するなど、様々な機会をとらえて中国側に働きかけを行ったが、2012年11月8日、中国商務部は、日本製品に対してAD課税を賦課する旨を最終決定した。

本件 AD 課税措置は、損害認定の誤り、因果関係認定の誤り及び調査手続の瑕疵等の点で AD 協定に違反する疑いがあることから、同年 12 月、我が国は、中国に対して WTO 協定に基づく協議要請を行い、2013 年 4 月、パネルの設置を要請した。2015 年 2 月にパネル報告書が公表され、パネルは、中国の AD 措置は、日本から輸出している高性能品と中国産の製品との性能・グレード・用途の違いを十分考慮していない等の点で損害・因果関係の認定に瑕疵があり、AD 協定 3.5 条に違反すると判断したほか、重要事実の開示その他手続についても瑕疵があると判断した。他方、損害・因果関係の認定に関する日本の主張の一部は認められなかったため、2015 年 5 月 20 日、日本は上訴を行った(中国もパネル報告書によって違反とされたいくつかの論点について上訴)。2015 年 10 月 14 日に公表された上級委員会報告書は、日本の主張を全面的に認め、中国のAD 措置は、日本産の高性能品と中国産の製品との性能・グレード・用途の違いを十分考慮していない点で、AD 協定 3.5 条のほか、3.2 条及び 3.4 条にも違反すると判断した(中国の上訴は排斥)。

我が国は、中国に対し、本件 AD 措置の速やかな撤廃を求めていく。

● アルゼンチン:幅広い品目に対する輸入制限措置の是正

アルゼンチン政府は、2008年以降、幅広い品目に対して一連の輸入制限措置を導入している。2008年11月には、約400品目について非自動輸入ライセンス制度を導入し、2011年2月には、対象品目を約600品目に拡大した。加えて、輸入事業者に対する輸出入均衡要求(例えば、1ドルの輸入を行う条件として、1ドルの輸出を求める措置)等を実施している。さらに、2012年2月には、追加的な輸入許可制度として事前輸入宣誓供述制度(DJAI)を導入し、輸入者はあらゆる輸入品について事前に歳入庁に申請を行うことが必要となった。

これらの輸入制限措置は、許可要件等が具体的に示されておらず、当局の裁量によって恣意的に運用されていることから、GATT 第 11 条「数量制限の一般的禁止」等に違反するものとして、我が国は、これらの輸入制限措置に関し、WTO 輸入ライセンス委員会や物品理事会において、米国、EU 等と共同して累次にわたり懸念を表明するとともに、現地大使館等を通じて申入れを継続してきたが、アルゼンチン側から何ら改善の道筋が示されなかった。

このため、2012年8月、米国及びメキシコと共にWTO協定に基づく協議要請を行い、同年12月、米国及びEUと共にパネル設置を要請した。2014年8月に公表されたパネル報告書は、我が国の主張を全面的に認め、DJAIと輸出入均衡要求等(非自動輸入ライセンス制度はパネル設置直前の2013年1月25日に撤廃されたため、パネルの審理対象から除外されている)は、GATT第11条「数量制限の一般的廃止」に整合しないと

いう判断を示した。アルゼンチンは 2014 年 9 月、上級委員会に上訴したが、2015 年 1 月、上級委員会はパネルの判断を維持し、我が国、米国及び EU の主張を全面的に認める報告書を公表した。我が国、米国及び EU はそれぞれアルゼンチンとの間で 2015 年 12 月末を履行期間とする旨合意していたところ、アルゼンチンは、2015 年 10 月に輸出入均衡要求等について行っていない旨を申立国に通知し、同年 12 月に DJAI を撤廃した旨公表したが、同月 DJAI に代わり、新たな輸入ライセンス制度(SIMI)の導入を発表した。SIMI は、自動ライセンス(18,000 品目)と非自動ライセンス(1,400 品目弱)から成る制度となっており、非自動輸入ライセンスについては「申請を 10 日以内に判断する」としつつも「必要な場合には延長できる」と規定されている等、DJAI から改善された点が不明確なことや WTO 協定に整合的な内容となっているか疑義がある。

我が国は、引き続き、アルゼンチンの履行状況について情報収集すると共に、WTO 協定に整合しないと認められる場合は速やかに是正されるよう注視していく。

● 米国:ゼロイング(AD 税の不適切な計算方式)の確実な廃止(ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用の是正を含む)

米国は、AD 手続において、輸出者毎のダンピング率(ダンピング・マージン)を計算する際に、全ての輸出取引ではなく、国内販売価格を下回る価格での輸出のみを考慮し、国内販売価格を上回る輸出取引を考慮しない(国内販売価格との価格差を「ゼロ」とみなす)ことにより、ダンピング・マージンを恣意的に高く算出する方法(ゼロイング)を適用していた。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を無視する不公平な計算方法であり、ダンピング・マージンの計算方法を定める AD 協定 2.4.2 条等に違反する。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004年11月にWTO協定に基づく協議要請、2005年2月にパネル設置要請を行い、2007年1月公表の上級委員会報告書では、ゼロイングのWTO協定違反が認定された。その後、履行確認パネル、上級委員会手続等を経た後、2012年2月に至り、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同年同月、米国は商務省規則を改正してゼロイングを廃止した。我が国としては、覚書及び改正規則に基づきゼロイングの廃止が徹底されるよう引き続き注視していく。

また、米国は、近年、AD協定第 2.4.2 条後段が定めるいわゆるターゲット・ダンピング (特定の顧客、地域又は時期に対する安値輸出)の場面では、例外的にゼロイングが許されるとの独自の解釈に基づき、本規定の適用範囲を拡張しながらゼロイングの適用を再開しており、上記ゼロイング禁止の判断が実質的に無効化される懸念がある。既に韓国及び中国がターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、自国製品に対する AD 措置を WTO 紛争解決手続に付託している(米国-韓国製大型住居用洗濯機 AD (DS464) 及び米国 - 中国に対する AD 手続の手法・適用 (DS471))。我が国は、これらの案件に第三国参加し、ゼロイングの使用は AD協定に違反すると主張していたところ、米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD (DS464)のパネルは我が国の主張に整合する解釈を採用し、米国によるゼロイングを含めたターゲット・ダンピング認定を協定違反と認定した。

我が国は、引き続き、日本製品に対するターゲット・ダンピング認定の有無及びその協定整合性を注視していく。

● 米国:バード修正条項に基づく通関済物品からの AD 課税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止

米国のいわゆるバード修正条項 (1930 年関税法修正条項) は、AD 措置及び相殺関税措置による税収を、当該措置を申立てた米国内の企業等に分配することを規定したものである。

我が国及び EU を含む計 11 ヶ国・地域の申立てに基づきパネルが設置された結果、2003 年 1 月に上級委員会が WTO 協定違反であるとの判断を示し、是正を勧告した。しかし、米国が同条項の改廃を行わないまま 2003 年 12 月の履行期限を徒過したため、2004 年 11 月、我が国及び EU 等 7 ヶ国・地域は対抗措置発動の承認を受けた。

2006年2月、米国において、バード修正条項を廃止する法律が成立した。しかし、同法の経過規定では、2007年10月1日までに通関した産品に係る税の分配が定められていた。したがって、バード修正条項の廃止後も、分配が継続される限りは、WTO協定違反の状態が継続することとなった。こうした状況を踏まえ、我が国は、2006年以降も毎年、前年度の分配額に対応してベアリング等の品目に対する対抗措置(追加関税の賦課)を行っている。

なお、2014年の我が国関連品目の分配額は僅少であり、また、2005年対抗措置発動時に策定した対抗措置品目選定基準を満たす品目は存在するものの、追加関税率が約0.1%となり、対抗措置の効果は極めて限定的となることから、2015年には、対抗措置は行わず、その権利は留保することとした。今後とも、直近年の米国による分配額を踏まえ、対抗措置内容の検討を行う。

我が国は、DSB 会合の場等において経過規定に基づく分配の停止を求めており、今後も引き続き、他の共同申立国・地域と連携しつつ、米国に対し速やかに分配を停止し、WTO 協定違反の状態を解消するよう働きかけていく。

以上